

## 工事に係る入札金額の内訳書の提出について

当局ではこれまでも、入札時に入札金額の内訳の提出をお願いしていたところですが、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正され、入札に参加する建設業者は入札時に、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費等の内訳を記載した入札金額の内訳書を提出することが義務づけられました。

については、令和8年度から、以下のとおり取り扱うこととしたので、お知らせします。

### 1 東京都電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）への入力項目等について

- (1) 工事契約の予定価格が400万円超の競争入札案件について、入札参加者が入札する際には、電子調達システム上で、積算内訳金額の入力及び工事費内訳書の添付をすることとします。
- (2) 積算内訳金額の入力項目は、①直接工事費、②共通仮設費、③現場管理費、④一般管理費等及び⑤発生材（有価物）の売却費等（①から④まで以外の費用）とします。
- (3) 添付する工事費内訳書には、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費等を記載することとします。（参考様式参照）

### 2 電子調達システムへの入力方法

- (1) 1(2)の①から④までの項目の入力は必須となります。⑤については、案件ごとに異なりますので、指名通知書又は資格確認結果通知書と同時に送付する内訳書を確認の上、積算上必要があれば入力してください。
- (2) 項目①から④まで又は①から⑤までの入力した数値の合計と入力した入札価格が異なる場合や①から④までのいずれかの項目が「0」の場合も送信できません。
- (3) 入札参加者の方は、必ず積算の上、項目の①から⑤まで入力してください。

### 3 適用開始

令和8年4月1日以後に公告等を行う案件から適用します

### 4 その他

落札予定者に求めている詳細な積算内訳書の提出については、令和8年4月1日以後も従前の方法により実施します。

#### 【問合せ先】

水道局経理部契約課契約調整担当  
直通 03-5320-6402